



[公印・割印省略]

25小介第1487号
平成26年3月4日

小郡三井医師会 会長 殿

小郡市長 平 安 正 知
(介護保険課扱い)

小郡市老人福祉計画作成協議会の委員の推薦について（依頼）

時下、貴職におかれましては、益々のご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、本市における高齢者福祉行政におきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴職から推薦をいただいております、標記協議会の委員の任期が平成26年3月31日をもちまして満了となります。

つきましては、ご多忙中とは存じ上げますが、貴職から委員を改めて推薦していただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、参考のために、現時点の委員名簿及び平成26年4月1日から新たに施行します小郡市老人福祉計画作成協議会設置規則を添付しております。

記

1 提出書類

別紙「小郡市老人福祉計画作成協議会委員推薦書」

（推薦をいただく委員の数 2名）

別紙「承諾書」（2名分）

2 提出期限

平成26年3月20日（木）まで

3 任期

平成26年4月1日～平成29年3月31日 3年間

4 提出先及び問合せ先

〒838-0198 小郡市小郡255番地1

小郡市役所 保健福祉部介護保険課 高齢者サービス係：担当 篠原・山本

電話番号 0942-72-2111 内線454

E-mail: koreisv@city.ogori.lg.jp

小郡市老人福祉計画作成協議会委員推薦書

平成 年 月 日

小郡市長 平安 正知 殿

所 属

代表者名

印

標記の件について、下記の者を委員として推薦します。

所 属		
職 名		
氏 名		
住 所	勤務先等	
	自 宅	
電話番号	勤務先等	
	自 宅	

承 諾 書

このたび、私の所属団体から推薦を受けた「小郡市老人福祉計画作成協議会」の委員になることに承諾いたします。

平成 年 月 日

小郡市長 平安 正知 殿

所 属		
職 名		
氏 名		印
住 所	勤務先等	
	自 宅	
電話番号	勤務先等	
	自 宅	

小郡市老人福祉計画作成協議会委員推薦書

平成 年 月 日

小郡市長 平安 正知 殿

所 属

代表者名

印

標記の件について、下記の者を委員として推薦します。

所 属		
職 名		
氏 名		
住 所	勤務先等	
	自 宅	
電話番号	勤務先等	
	自 宅	

承 諾 書

このたび、私の所属団体から推薦を受けた「小郡市老人福祉計画作成協議会」の委員になることに承諾いたします。

平成 年 月 日

小郡市長 平安 正知 殿

所 属		
職 名		
氏 名		印
住 所	勤務先等	
	自 宅	
電話番号	勤務先等	
	自 宅	

小郡市老人福祉計画作成協議会 委員名簿

H23年4月～H26年3月

番号	条項	組 織 等	職名	氏 名
1	第3条第1項第1号	副市長	副市長	高木 良郎
2	第3条第1項第2号	小郡三井医師会 代表	丸山病院 院長	丸 山 泉
3	第3条第1項第2号	小郡三井医師会 代表	佐々木医院 院長	佐々木 一彦
4	第3条第1項第3号	区長会 代表	会 長	河原 正治
5	第3条第1項第4号	民生委員児童委員協議会 代表	会 長	坂田 耕三
6	第3条第1項第4号	民生委員児童委員協議会 代表	副会長	荒川 ますみ
7	第3条第1項第5号	老人クラブ連合会会長 及び女性副会長	会 長	河原 正
8	第3条第1項第5号	老人クラブ連合会会長 及び女性副会長	副会長	熊手 須美子
9	第3条第1項第6号	老人福祉施設長	小郡池月苑 施設長	永 利 新 慈
10	第3条第1項第7号	介護老人福祉施設長	青寿苑 施設長	山津 真規子
11	第3条第1項第8号	介護老人保健施設長	しらさぎ苑 施設長	柳 文 生
12	第3条第1項第9号	社会福祉協議会 代表	会 長	石 田 久 治
13	第3条第1項第10号	保健福祉部長	保健福祉 部長	中村 茂人
14	第3条第1項第11号	その他市長が必要と認める者	ひまわりの郷 所長	田原 優美子
15	第3条第1項第11号	その他市長が必要と認める者	公 募	森田 由美子
16	第3条第1項第11号	その他市長が必要と認める者	公 募	西木 タマエ

○小郡市老人福祉計画作成協議会設置規則

平成 10 年 6 月 19 日
規則第 18 号

小郡市老人保健福祉計画策定検討協議会設置規則(平成 5 年小郡市規則第 11 号)の全部を改正する。

(設置及び目的)

第 1 条 この規則は、小郡市老人福祉計画及び小郡市介護保険事業計画を作成又は見直しするため、小郡市老人福祉計画作成協議会(以下「協議会」という。)を設置し、組織及び運営その他必要な事項について定めることを目的とする。

(平 19 規則 35・一部改正)

(業務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について検討・協議を行う。

- (1) 小郡市老人福祉計画の作成又は見直しに関すること。
- (2) 小郡市介護保険事業計画の作成又は見直しに関すること。
- (3) 小郡市老人福祉計画の進行管理に関すること。
- (4) 小郡市介護保険事業計画の進行管理に関すること。
- (5) その他前 4 号の目的達成に関すること。

(平 13 規則 3・全改、平 19 規則 35・一部改正)

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 22 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 小郡三井医師会代表
- (2) 民生委員・児童委員協議会代表
- (3) 老人クラブ連合会会長及び女性副会長
- (4) 老人福祉施設長
- (5) 介護老人福祉施設長
- (6) 介護老人保健施設長
- (7) 社会福祉協議会代表
- (8) その他市長が必要と認める者

(平 13 規則 3・全改、平 19 規則 11・平 19 規則 27・一部改正、平 26 規則 4・一部改正)

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失う。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 13 規則 3・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長が必要と認めるときは、関係機関の代表から意見を聞くことができる。

(プライバシーの保護)

第7条 委員は、協議会において知り得た個人のプライバシーの保護について、十分に配慮しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年小郡町条例第74号)を適用する。

(平19規則23・追加)

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部介護保険課において処理する。

(平19規則23・旧第8条繰下)

(委任)

第10条 この規則に定めるほか、協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(平19規則23・旧第9条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(中略)

附 則(平成26年2月18日規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。